

# 官 報

## 法 律

植物防疫法の一部を改正する法律をここに公布する。

### 御名 御璽

昭和二十六年六月十九日

内閣総理大臣 吉田 茂

### 法律第二百四十三号

植物防疫法の一部を改正する法律

植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

「第五章 都道府県の防疫(第二十二條) 第六節 不届の申立(第二十七條) 第七節 罰則(第二十四條、第二十七條)」を「第五章 都道府県の防疫(第二十二條) 第六節 不届の申立(第二十七條) 第七節 罰則(第二十七條)」と改める。

第六條、第八條及び第十條中「動物検疫所」を「農林省防疫所に改める。第二十三條第一項に次の一号を加える。六 第二十六條第二項の規定による命令を受けた者 第七章を第八章とする。第二十四條を第三十九條とし、第二十五條に次の一号を加え、同條を第四十條とし、以下順次十五條ずつ繰り下げる。六 第二十八條の規定に違反した者 第六章中第二十三條を第三十六條とし、同條の次に次の二條を加える。

(報告の徴収) 第三十七條 この法律中他の規定による場合の外、防除に關し特に必要があるときは、農林大臣は、地方公共団体、農業者又はその組織する団体に對し、必要な報告を求めることが出来る。

(権限の委任) 第三十八條 第二十五條、第二十六條(第三十六條中第二十六條に係る部分を含む)及び前條の規定により農林大臣の権限に属する事項は、政令の定めるところにより、都道府県知事に行わせることができる。 第六節 不届の申立を「第七章 第五節」に改める。 第五章中第二十二條を第二十九條とし、同條の次に次の六條を加え、同章を第六章とする。

(防除に關する勸告) 第三十條 都道府県の区域内において、農作物についての有害動物若しくは有害植物の防除(以下「防除」という)が行われず、又は防除の方法が適當でないため、他の都道府県の区域に損害が及ぶおそれがあるときは、農林大臣は、当該都道府県に對し、防除に關し必要な措置をとるべき旨を勸告することが出来る。(都道府県の発生予防事業) 第三十一條 都道府県は、指定有害動物以外の有害動物又は有害植物について、発生予防事業を行うものとする。

2 都道府県知事は、農林大臣に對し、前項の発生予防事業の内容及び結果を適時に報告しなければならない。 3 農林大臣は、都道府県の発生予防事業の総合調整を図るため、都道府県知事に對し、必要な指示をすることが出来る。 4 農林大臣は、必要があると認めるときは、その職員をして都道府県の発生予防事業に協力させるものとする。

(病害虫防除所) 第三十二條 病害虫防除所は、地方における植物の検疫及び防除に資するため、都道府県が設置する。

2 病害虫防除所の位置、名称及び管轄区域は、條例で定める。

3 都道府県は、病害虫防除所を設置しようとするときは、農林大臣の承認を受けなければならない。 4 病害虫防除所は、第一項に規定する目的を達成するため、左に掲げる事務を行う。 一 植物の検疫に關する事務 二 防除に關するの企画に關する事務 三 市町村、農業者又はその組織する団体が行う防除に對する指導及び協力に關する事務 四 発生予防事業に關する事務 五 防除に必要な薬剤及び器具の保管並びに防除に必要な器具の修理に關する事務 六 その他防除に關し必要な事務

5 農林大臣は、防除のため必要があると認めるときは、都道府県知事に對し、病害虫防除所の運営に關し、必要な事項を命じ、又は必要な報告を求めることが出来る。 6 この法律による病害虫防除所でないものは、その名称中に「病害虫防除所」という文字又はこれに類似する文字を用いてはならない。

7 国は、予算の範囲内において、都道府県に對し、病害虫防除所に要する経費のうち、創設費及びこれに伴う初年度弁費並びに職員に要する経費の二分の一の補助金を交付することが出来る。

(病害虫防除員) 第三十三條 都道府県は、防除のため必要があると認めるときは、発生予防事業その他の防除に關する事務に従事させるため、條例で定める区域ごとに、非常勤の病害虫防除員を置くことが出来る。

第三十四條 都道府県は、市町村、農業者又はその組織する団体が行う防除の用に供するため、病害虫防除所に對し、必要な薬剤及び器具の整備(防除に必要な薬剤及び器具の整備)を命じ、又は必要な報告を求めることが出来る。

2 国は、予算の範囲内において、都道府県に對し、第三十三條第一項の病害虫防除員その他の発生予防事業に従事する都道府県の職員(病害虫防除所の職員を除く)に要する経費並びに前條第一項の規定による薬剤及び器具の整備に要する経費の二分の一の補助金を交付することが出来る。

第二十一條の次に次の一章を加える。 第五章 指定有害動物の防除(指定有害動物及び発生予防事業) 第二十二條 この章及び次章で「指定有害動物」とは、有害動物又は有害植物であつて、国内における分布の局部的でなく、且つ、急激にまん延して農作物に重大な損害を與える傾向があるため、その防除につき特別の対策を要するものとして、農林大臣が指定するものをいう。

2 この章及び次章で「発生予防事業」とは、有害動物又は有害植物の防除を適時で経済的なものにするため、有害動物又は有害植物の繁殖、気象、農作物の生育等の状況を調査して、農作物についての有害動物又は有害植物による損害の発生を予防し、及びそれに基づく情報に関係者に提供する事業をいう。

(国の発生予察事業)  
**第二十三條** 農林大臣は、指定有害動植物について、発生予察事業を行うものとする。

2 都道府県は、農林大臣が都道府県の承諾を得て定める計画に従い、前項の発生予察事業に協力しなければならない。

3 国は、前項の規定により都道府県が協力を要する経費(職員に要する経費を除く)を負担する。

4 農林大臣は、第二項の計画を定めるについては、前項の規定により国が負担することとなる経費の総額が国会の議決を経た予算の金額をこえない範囲内において、しなければならない。

(防除計画)  
**第二十四條** 農林大臣は、前條第一項の発生予察事業の実施により得た資料に基づき、又はその他の事情にかんがみ、必要があると認めるときは、指定有害動植物につき、地方公共団体、農業者又はその組織する団体が行うべき防除の基本となる計画(以下「防除計画」という)の大纲を定め、これを関係都道府県知事に指示しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の指示を受けたときは、同項の大纲に基づき、すみやかに、当該都道府県に関する防除計画を定めなければならない。

3 前項の防除計画には、防除を行うべき区域及び期間、指定有害動植物の種類、防除の内容その他必要な事項を定めなければならない。

4 都道府県知事は、第二項の防除計画を定め、又は変更したときは、すみやかに、農林大臣に報告して、その承認を受けなければならない。但し、その防除計画による防除の実施が急を要するときは、報告をもつて足りるものとする。

5 都道府県知事は、前項の承認を受け、又は同項但書の報告をしたときは、遅滞なく、承認又は報告に係る防除計画を告示しなければならない。

(薬剤及び防除用器具に関する補助)  
**第二十五條** 国は、地方公共団体、農業者又はその組織する団体であつて、前條第五項の告示に係る防除計画に基づき防除を行つたものに対し、予算の範囲内において、防除に必要な薬剤(薬剤として用いることができざる物を含む。以下同じ)及び噴霧機、散粉機、噴霧機その他防除に必要な器具以下「防除用器具」という)の購入に要した費用の二分の一以内の補助金を交付することができる。

2 前項の補助金の交付を受けようとする者は、農林大臣に対し、補助金交付申請書を省令で定める書類と共に提出しなければならない。

3 農林大臣は、前項の提出書類を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定するものとする。

**第二十六條** 農林大臣は、前條の規定による補助金の交付の目的を達成するため、補助金の交付に当り、補助に係る防除用器具の管理若しくは処分に関する条件を附し、又は補助金の交付を受ける者につき、必要な調査を行い、若しくは必要な報告を求めることができる。

2 補助金の交付を受けた者が左の各号の一に該当する場合には、農林大臣は、その者に対し、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができ、

一 前條第二項の提出書類に不実の記載をしたことが判明したとき。

二 前項の規定により条件を附した場合において、その条件に従わなかつたとき。

三 前項の規定による調査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

四 前項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

3 返還すべき補助金は、地方公共団体が返還すべきものを除いて、国稅納付金の例によつて徴収することができる。但し、先取特権の順位は、国稅及び地方稅に次ぐものとする。

(薬剤の譲渡等及び防除用器具の無償貸付)  
**第二十七條** 国は、指定有害動植物の防除のため特に必要があるときは、地方公共団体、農業者又はその組織する団体であつて、第二十四條第五項の告示に係る防除計画に基づき防除を行うおとするものに対し、防除に必要な薬剤を譲渡し、若しくは時価より低い対価で譲渡し、又は防除用器具を無償で貸し付けることができる。

2 前項の規定による譲渡、譲渡及び貸付に關し必要な事項は、農林大臣が定める。

3 農林大臣は、前項の場合には、大臣と協議しなければならない。

4 農林大臣は、第一項の規定による譲渡、譲渡及び貸付の目的に供するため、常に、これに必要な薬剤及び防除用器具の整備に努めなければならない。

(風説の禁止)  
**第二十八條** 何人も、自己又は他人のために財産上の不当の利益を図る目的をもつて、農作物についての指定有害動植物のまん延による広範囲の損害の発生に關し、風説を流布してはならない。

附則  
**(施行期日)**  
 1 この法律施行の期日は、政令で定める。但し、その期日は、この法律の施行に要する費用で国の負担に係るものが計上された予算が成立した後でなければならない。

**(家畜伝染病予防法の改正)**  
 2 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

**(農林省設置法の改正)**  
 3 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

**(農林省設置法の改正)**  
 4 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二條第六号の二中「地方公共団体」を「植物防疫法第二十七條の規定によりする場合を除き、地方公共団体」に改める。

第四條第二十四号の二の次に次の一号を加える。

二十四の三 動植物の病蟲害等防除に關し、都道府県及び防除を行う者に対し補助金を交付すること。

第十三條及び第二十七條(見出しを含む)中「動植物防疫所」を「農林省防疫所」に改める。

第二十七條第一項第三号を第四号とし、以下順次二号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の二号を加える。

二 植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)第二十三條の規定による発生予察事業の実施

三 指定有害動植物の防除に必要な薬剤(薬剤として用いることができる物を含む)及び防除用器具の保管

第二十七條第二項の表中「横濱動植物防疫所」を「横浜農林省防疫所」に、「神戸動植物防疫所」を「神戸農林省防疫所」に、「門司動植物防疫所」を「門司農林省防疫所」に改める。

第二十七條第三項中「出張所」を「支所又は出張所に、同條第四項中「出張所」を「支所及び出張所に」に改める。

大藏大臣 池田 勇人  
 農林大臣 広川 弘暉  
 内閣總理大臣 吉田 茂

正 誤

次のおりいずれも誤植  
昭和二十六年六月十一日公布

同六月十九日公布法律第二百四十三  
号植物防疫法の一部を改正する法律中  
四五三二 條から第二十二條第二十二  
二一 條 條一  
五 條から  
二四 分布の 分布が、  
五